

C4 圏央道の料金について

- 平成28年4月1日から東名高速や東北道など他の高速道路と同様の計算方法(注1)により算出した料金となりました。ただし、当面、激変緩和措置として旧料金を上限とします。(松尾横芝~東金間の車種区分変更による場合を除き、変更後の料金は旧料金と同じか、低額となります。)
- 他の高速道路と連続利用する場合、利用1回あたりの固定額は他の高速道路と合わせて1回分になります。
- ETC2.0(注2)搭載車を対象に料金割引を導入しました(注3)。

○料金所通過時にご案内する料金と、ご請求金額が異なる場合があります(ETC2.0搭載車)

- ETC2.0搭載車のお客さまへ 料金所通過の際には、通常のETC車の料金が表示されますが、ご請求の際には、ETC2.0搭載車の料金を請求させていただきます。(時間帯割引など他の割引とは重複適用されず、割引額の最も大きい割引が適用されます。)



①大井松田⇄相模原(44.9km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC2.0以外
軽自動車等	1,390円	1,130円	1,210円
普通車	1,690円	1,370円	1,480円
中型車	1,990円	1,620円	1,740円
大型車	2,670円	2,150円	2,320円
特大車	4,360円	3,490円	3,770円

②相模原⇄高尾山(5.9km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC2.0以外
軽自動車等	200円	200円	200円
普通車	250円	250円	250円
中型車	310円	310円	310円
大型車	420円	420円	420円
特大車	700円	590円	680円

③入間⇄境古河(62.1km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC2.0以外
軽自動車等	1,850円	1,480円	1,750円
普通車	2,310円	1,810円	2,140円
中型車	2,780円	2,140円	2,540円
大型車	3,820円	2,880円	3,430円
特大車	6,360円	4,700円	5,610円

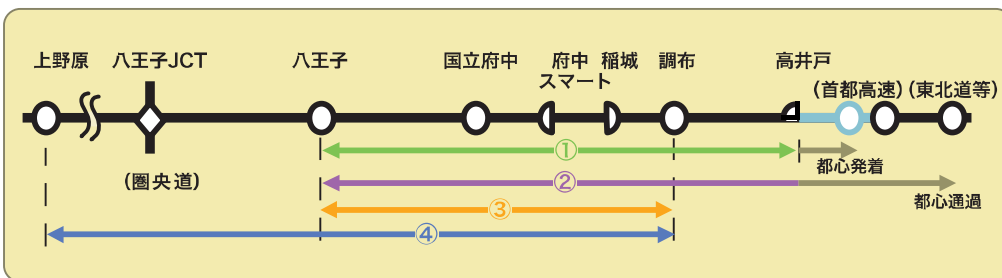
④つくば中央⇄神崎(34.4km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC2.0以外
軽自動車等	1,030円	890円	1,030円
普通車	1,290円	1,080円	1,260円
中型車	1,540円	1,260円	1,480円
大型車	2,110円	1,670円	1,970円
特大車	3,500円	2,680円	3,180円

- (注1) 東名高速や東北道など他の高速道路(高速自動車国道)の料金計算方法は、「距離(km)× $\frac{1}{10}$ 単価(大都市部区間は29.52円/km、普通区間は24.6円/kmなど)+利用1回あたりの固定額(150円)」に消費税率を乗じた額を算出し、四捨五入により10円単位の端数処理を行っています。なお、圏央道の $\frac{1}{10}$ 単価は29.52円/kmとし、長距離通減制は適用しません。
- (注2) ETC2.0とは、車載器と道路側のアンテナである通信スポットとの高速・大容量、双方向通信により受けることのできる、世界初の路車協調システムによる運転支援サービス(渋滞回避・安全運転支援)のことです。このサービスを受けるにはETC2.0対応車載器が必要になります。
- (注3) ETC2.0車載器を搭載した車で、料金をETC無線通信によりご走行された場合、(注1)の料金計算方法の大都市近郊区間の $\frac{1}{10}$ 単価(29.52円/km)を約2割引き(24.6円/km)して計算した料金に割引します(なお、約2割引きで計算した料金が旧料金を上回る場合には、当面の間、旧料金を適用します。)。また、大口・多頻度割引において割引対象道路(一般有料道路)として扱います。

E20 中央道(八王子~高井戸)の料金について

- 平成28年4月1日からETC車は、ご利用距離に応じた料金(上限620円⇒980円)となりました。
 - ・中央道内や都心発着(注1)のご利用については、当面、激変緩和措置として旧料金(620円)を上限とします。
 - ・都心通過(注1)のご利用については、ご利用距離に応じた料金(激変緩和措置の対象外)となります。この場合、当初ご案内する料金とご請求金額が異なる場合がありますのでご注意ください。
- (例) 中央道・八王子ICから首都高速経由で東北道等の高速道路等のICの間をご利用の場合、当初ご案内する料金に係らず、中央道(八王子~高井戸)の料金は980円でご請求させていただきます。
- ETC車以外の車(注2)は、ご利用区間に係らず一律980円となります。【料金は、普通車の例です。】



①八王子⇄高井戸(25.8km)又は都心発着(注1)

車種	旧料金	ETC	ETC以外
軽自動車等	510円	510円	820円
普通車	620円	620円	980円
中型車	720円	720円	1,150円
大型車	1,030円	1,030円	1,520円
特大車	1,700円	1,700円	2,420円

②八王子⇄高井戸(25.8km)経由都心通過(注1)

車種	旧料金	ETC	ETC以外
軽自動車等	510円	820円	820円
普通車	620円	980円	980円
中型車	720円	1,150円	1,150円
大型車	1,030円	1,520円	1,520円
特大車	1,700円	2,420円	2,420円

③八王子⇄調布(18.1km)

車種	旧料金	ETC	ETC以外
軽自動車等	510円	510円	820円
普通車	620円	620円	980円
中型車	720円	720円	1,150円
大型車	1,030円	1,030円	1,520円
特大車	1,700円	1,700円	2,420円

④上野原⇄調布(42.6km)

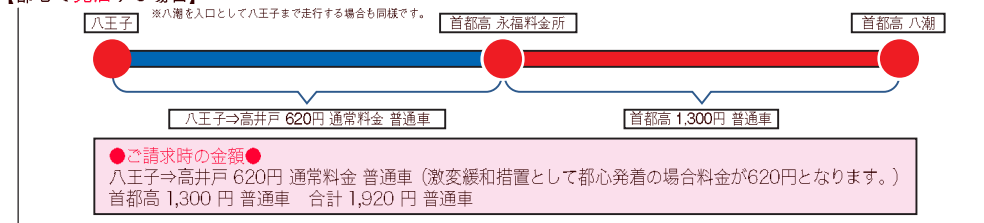
車種	旧料金	ETC	ETC以外
軽自動車等	1,190円	1,140円	1,500円
普通車	1,430円	1,390円	1,790円
中型車	1,660円	1,640円	2,090円
大型車	2,270円	2,190円	2,760円
特大車	3,650円	3,270円	4,370円

- ※ 上記の例は、八王子~高井戸間を現行の高速自動車国道の大都市部区間、八王子以西を普通区間の料金水準とした平日昼間の料金例です。
- (注1) 都心発着とは、中央道⇄首都高速道路や外環道を利用する場合をいいます。ただし、中央道や首都高速道路、外環道で一度一般道へ降りて再度15分以内に乗り直した場合は、都心発着ではなく都心通過とみなします。都心通過とは、中央道⇄(首都高速道路や外環道を經由)⇄東北道などの高速道路など(22ページの都心図をご参照ください。)を利用する場合があります。
- (注2) ETC車以外の車とは、現金やETC機能のないクレジットカードなどETCカード以外でお支払いいただく場合をいいます。なお、ETC車でなくてもETC料金が適用されるのは、料金所等をETC無線通信により走行していただく場合となります。

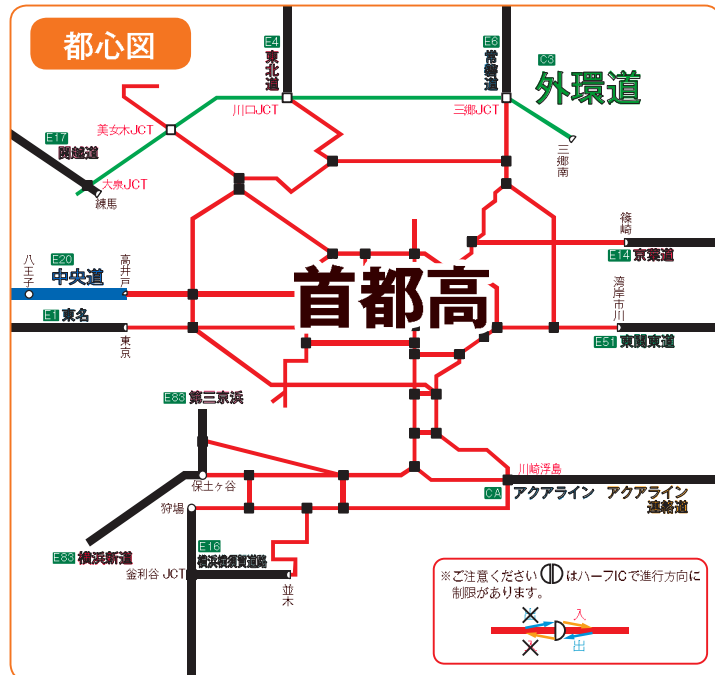
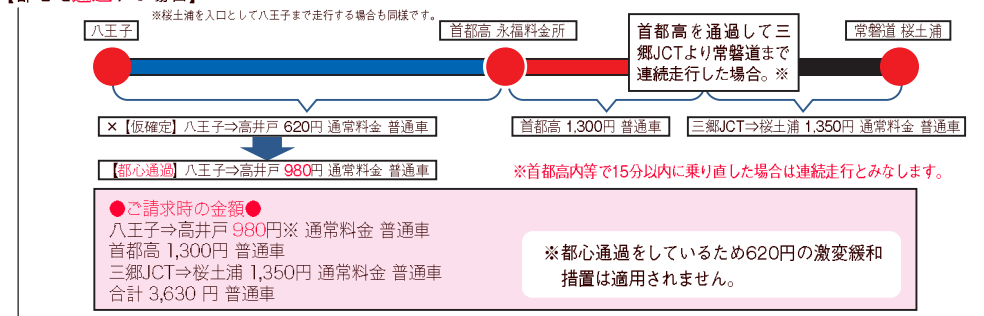
中央道での料金例 (都心発着、都心通過)

【走行例】

【都心で発着する場合】



【都心を通過する場合】



都心発着とは、上記都心図の中央道 () ⇨首都高速道路 () や外環道 () の利用をいいます。都心通過とは、中央道 () ⇨(首都高速道路 () や外環道 () を經由) ⇨関越道・東北道・常磐道・京葉道・東関東道・アクアライン・横浜横須賀道路・横浜新道・第三京浜・東名 () または中央道 () を利用する場合をいいます。

平成29年
1月18日から

E20 中央道(八王子～高井戸)の
料金案内が変更になりました

ETC車限定

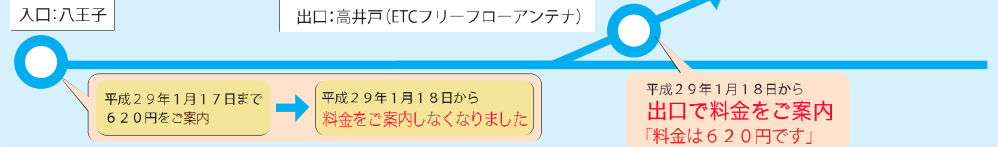
変更① 出口で通行料金をご案内

ETC車は、入口及び出口のETCアンテナの通過時刻で時間帯割引を判定し、割引後の料金を出口でご案内します。時間帯割引の判定箇所は14ページをご確認下さい。

■中央道(八王子～高井戸間)のみをご利用の場合

出口に設置しているETCフリーフローアンテナ通過時に料金をご案内しています。入口料金所では料金をご案内しなくなりました。

【例】八王子～高井戸間をご利用の場合

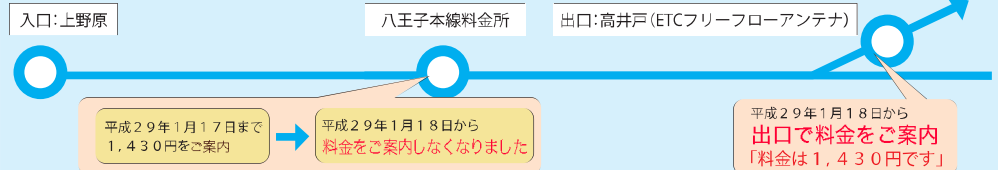


■八王子本線料金所の東側と西側の区間を連続してご利用の場合

◆上り線(都心方面)をご利用の場合

出口に設置しているETCフリーフローアンテナ通過時に、入口料金所からの料金をご案内しています。八王子本線料金所では、料金をご案内しなくなりました。

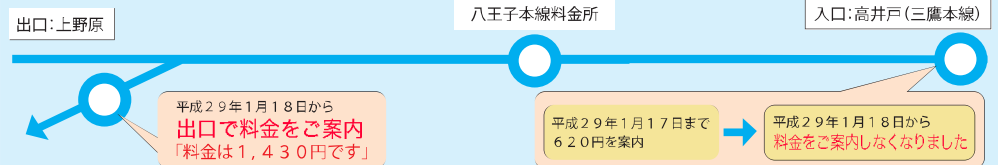
【例】上野原～高井戸間をご利用の場合



◆下り線(山梨・圏央道方面)をご利用の場合

出口料金所で、入口料金所からの料金をご案内しています。三鷹本線料金所では料金をご案内しなくなりました。

【例】高井戸(三鷹本線)～上野原間をご利用の場合



ETC車限定

変更② 2つに分かれていた請求明細が1つになりました

利用照会サービス等の利用証明書やクレジットカード会社等のご請求明細について、八王子本線料金所の東側と西側の区間を連続してご利用の場合、1つの明細表記となりました。

(例) 国立府中～松本のご利用の場合

変更前	国立府中～八王子 440円 八王子本線～松本 4,230円	変更後	国立府中～松本 4,670円
-----	----------------------------------	-----	----------------

【ご注意ください!!】

- 必ず入口ICから出口ICまでの間、同じETCカードを車載器に挿入したままご走行ください。ETCアンテナで正常に通信できない場合は、本来料金でのご請求とならない場合がありますので、十分ご注意ください。
- ETC車以外のお客様は、これまでどおり入口で通行料金をいただきます。

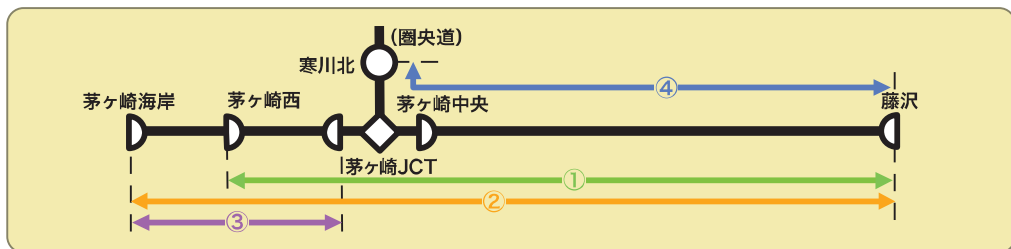
※料金はいずれも平日昼間に普通車で走行した場合の例です

E84 新湘南バイパスの料金について

- 平成28年4月1日から料金車種区分が、他の高速道路と同様の5車種区分(3車種⇒5車種)^(注1)となりました。
- 当面、普通車の料金は旧料金のままとし、その他の車は普通車を基準に料金車種区分に応じた料金とします^(注2)。
⇒軽自動車等、大型車及び特大車は旧料金より低額、中型車は高額となります。
- ETC車で圏央道と連続利用する場合、ご利用距離に応じた料金に変更し、利用1回当たりの固定額は圏央道と合わせて1回分になります^(注3)。
- ETC2.0^(注4) 搭載車を対象に一定の料金割引を導入しました^(注5)。

料金所通過時にご案内する料金とご請求金額が異なる場合があります (ETC車)

当面、茅ヶ崎ジャンクション(JCT)料金所などでご案内する料金と、ご請求の際の料金が異なる場合があります。



①茅ヶ崎⇄藤沢 (7.5km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC	ETC以外
軽自動車等	310円	270円	290円	290円
普通車		300円	310円	310円
中型車		330円	350円	350円
大型車		390円	440円	440円
特大車		1,180円	540円	620円

②茅ヶ崎海岸⇄藤沢 (8.7km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC	ETC以外
軽自動車等	410円	350円	370円	370円
普通車		390円	410円	410円
中型車		440円	470円	470円
大型車		540円	590円	590円
特大車		1,550円	800円	880円

③茅ヶ崎海岸⇄茅ヶ崎中央 (3.5km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC	ETC以外	
軽自動車等	200円	160円	160円	160円	
普通車		200円	200円	200円	
中型車		240円	240円	240円	
大型車		320円	300円	300円	300円
特大車		740円	520円	520円	520円

④寒川北⇄藤沢 (10.5km)

車種	旧料金	ETC2.0	ETC	ETC以外
軽自動車等	460円	390円	430円	440円
普通車	570円	440円	500円	570円
中型車	570円	500円	560円	610円
大型車	830円	620円	710円	800円
特大車	1,800円	930円	1,080円	1,230円

※上記料金は、藤沢～茅ヶ崎JCT間を現行の高速自動車国道の大都市区間、茅ヶ崎JCT～茅ヶ崎海岸間を普通区間の料金水準とした平日昼間の料金例です。

(注1) 5車種区分及び車種間比率は、軽自動車等(0.8)、普通車(1.0)、中型車(1.2)、大型車(1.65)、特大車(2.75)。

【参考:旧料金 普通車(軽自動車等・中型車含む)(1.0)、大型車(1.5)、特大車(3.8)】

(注2) 新湘南バイパス内の利用については、当面、時間帯割引は平成28年3月31日以前の通りとします(深夜割引(全車)・休日割引(軽自動車等・普通車(中型車には休日割引は適用されません))を適用、平日朝夕割引は適用対象外)。休日割引は新湘南バイパス内々を利用する場合又は茅ヶ崎海岸～茅ヶ崎JCTと圏央道を連続走行した場合にはのみ適用されます。平日朝夕割引は新湘南バイパス茅ヶ崎海岸～茅ヶ崎JCTと圏央道を連続走行した場合にのみ適用されます。

(注3) 現金やETC機能のないクレジットカードなど、ETC車以外の車で連続利用される場合には、道路ごとに固定額(150円)が加算されます。

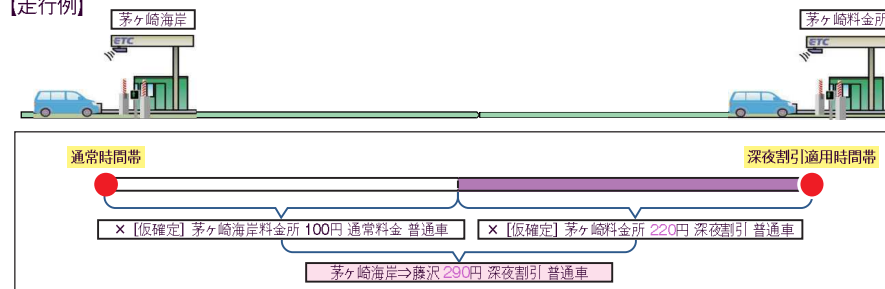
(注4) ETC2.0とは、車載器と道路側のアンテナである通信スポットとの高速・大容量、双方向通信により受けられることのできる、世界初の路車協調システムによる運転支援サービスのことです。このサービスを受けるにはETC2.0対応車載器が必要になります。

(注5) 高速自動車国道の料金は、%単価に走行距離を乗じ、固定額を加算して計算されますが、ETC2.0搭載車は、大都市区間の%単価(29.52 円/km)を約2割引き(24.6円/km)して計算します(なお、約2割引きで計算した料金が旧料金を上回る場合には、当面の間、旧料金を適用します)。ETC2.0割引は茅ヶ崎JCT～藤沢に適用となります。料金所通過の際には、通常のETC車の料金が表示されますが、ご請求の際には、ETC2.0搭載車の料金を請求させていただきます(時間帯割引などの割引とは重複適用されず、割引額の最も大きいものが適用されます)。また、大口・多頻度割引(一般有料道路)を適用します。

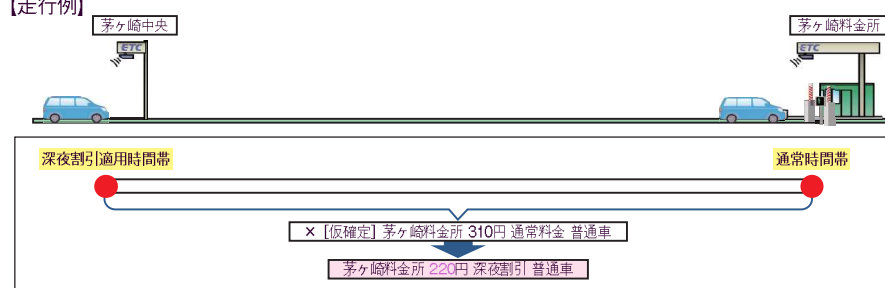
新湘南バイパスでの料金例

●時間帯割引の判定箇所
※茅ヶ崎JCT料金所では、時間帯判定を行いません。
※新湘南バイパスの時間帯割引の判定箇所については15ページをご参照ください。

【走行例】

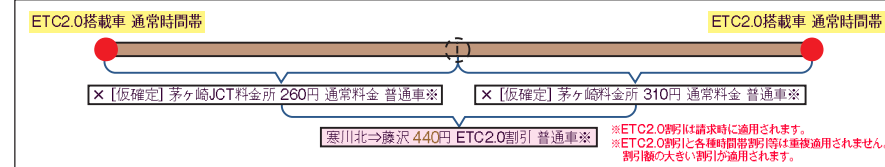
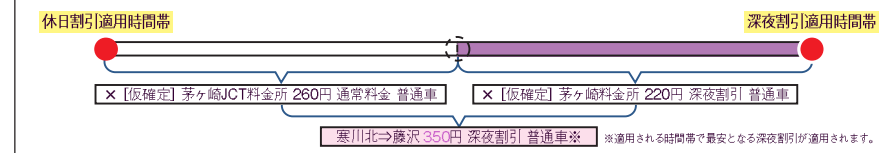
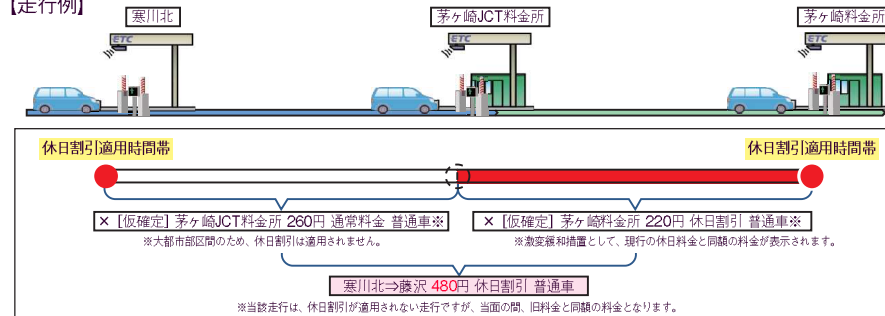


【走行例】



茅ヶ崎中央ICのETCフリーフローアンテナにおいても時間帯判定を行います。詳しくは15ページをご参照ください。

【走行例】



Q1 起終点を基本とした縦ぎ目のない料金とはどういうこと？

A1 ETC車については、高速道路の出入口が同じであれば、圏央道を経由しても、首都高を経由した場合と同じ料金になります。この制度の目的の一つは、都心部の混雑を緩和するために、都心部を避けて圏央道などに迂回していただくことです。首都高や外環道が入口や出口となる場合には都心部を利用することとなるため、この制度の適用はありません。同じ趣旨から、圏央道を経由する方が安い場合には、首都高を経由する料金は圏央道を経由する料金と同額とはなりません。

経路別料金の例(普通車・ETC)



厚木 ← 岩槻		対距離計算額(※2)	新料金
経路	旧料金(※1)		
圏央道 (111.1km)	4,160円	3,650円 (▲510円)	3,040円
圏央道・外環道 (125.8km)	4,700円	4,190円 (▲510円)	
首都高速 (84.5km)	2,670円	3,040円 (+370円)	

八王子 ← 久喜		対距離計算額(※2)	新料金
経路	旧料金(※1)		
圏央道 (79.2km)	3,090円	2,580円	2,580円
首都高速 (86.8km)	2,420円	3,240円	

(※1) NEXCO区間は通常料金です。(※2) ETC車です。
(※3) 都心部(首都高速)経由の料金が安い場合には、都心部経由の料金は引けません。

●圏央道経由の料金が都心部経由の料金よりも高くなる場合には、圏央道経由の料金を都心部経由の料金とします。ぜひ圏央道をご利用ください。
●首都高速道路、外環道を出入口とするご利用については同額とはなりません。

Q2 首都高や外環道が出入口の場合には、圏央道を経由しても、首都高を経由しても、同じ料金になりますか？

A2 上記Q1のとおり、同じ料金とはなりません。

Q3 「圏央道とその内側の料金」を見直すとのことですが、東名高速(東京～厚木)も料金は変わりましたか？

A3 東名高速(東京～厚木)の料金に変更はありません。圏央道とその内側の料金の算出方法が、東名高速など大都市区間間の高速自動車国道(高速国道)の料金の算出方法※に統一されました。
※東名高速など大都市区間間の高速国道の料金(普通車)は、次のように算出します。
(利用距離【km】×km単価(24.6円)【大都市区間は29.52円】+150円【利用1回あたりの固定額】)×1.08(消費税) なお、10円単位の端数処理を行います。

Q4 圏央道が通行止めで首都高に迂回した場合に首都高経由の料金が高くなる場合は、圏央道を使ったときと同額になりますか？

A4 圏央道が通行止めとなっても、首都高を経由した経路の料金は圏央道を経由した経路の料金と同額とはなりません。

Q5 圏央道と他の道路と連続利用する場合、利用1回あたりの固定額(150円)は他の道路と合わせて1回分とするとはどういう意味ですか？

A5 東名高速などの高速自動車国道(高速国道)の料金は次のように算出します。
(利用距離【km】×km単価(24.6円)【大都市区間は29.52円】+150円【利用1回あたりの固定額】)×1.08(消費税) なお、10円単位の端数処理を行います。
今回の料金見直しでは、圏央道もこの高速国道と同じ計算方法を用い、1回あたりの固定額(150円)をいただくこととなります。この結果、圏央道と東名高速などの高速国道などと連続で走行する場合には、単純に計算すると固定額(150円)を2回いただくことになってしまいますが、この場合には、両道路で合わせて1回分しか固定額(150円)をいただかない、という意味です。

Q6 中央道(八王子～高井戸)で都心部を通過するETC車が値上げになるのはなぜですか？

A6 ETC車についてはご利用距離に応じた料金となりました。この場合、最大料金(八王子～高井戸:25.8km)は980円となります。なお、料金が平成28年3月以前より高くなる場合で、かつ中央道内が出入口の場合、あるいは、中央道を利用し、首都高や外環道を出入口とする場合には、当面の間、平成28年3月以前と同様に料金が上限料金(620円)となりますので、料金が高くなることはありません。一方、今回の料金見直しの目的の一つは、都心部の混雑緩和です。中央道を利用し、都心部を通過する場合(首都高や外環道を経由して、東北道などの放射高速道路で出入りする場合には、上限料金はありません。八王子や国立府中から都心部を通過する場合には、料金が平成28年3月以前より高くなります。詳しくは、21、22ページをご参照ください。

Q7 中央道(八王子～高井戸)の現金車などETC車以外の車が値上がりとなるのはなぜですか？

A7 現金車などETC以外の車について、中央道(八王子～高井戸)には出口料金所がないことから、お客さまがどの出口をご利用したかが判明しません。そのため、入口・出口の距離に応じた料金とすることができず、やむを得ず八王子～高井戸間の最大料金980円をご請求させていただくこととなります。ぜひETCのご利用をご検討ください。

Q8 ETC2.0割引は通常のETC車載器を再セットアップすればいいのですか？

A8 ETC2.0割引の適用を受けるためにはETC2.0専用のETC2.0対応車載器をご用意いただき、必要なセットアップをしていただく必要があります。通常のETC車載器ではETC2.0セットアップはできませんのでご注意ください。詳しくは9ページをご参照ください。

Q9 通行時に案内される料金と、請求される料金が異なる場合があります。聞いたのですが本当ですか？

A9 新湘南バイパスにおいては当面の間、料金所通過時にご案内する料金が対距離料金とならない場合があります。なお、ご請求の際には、ご利用状況を確認し、対距離料金を請求させていただきます。詳しくは24、25ページをご参照ください。
現在、対距離料金をご案内できるようシステム改修を進めており、準備ができましたら改めてご案内します。

Q10 利用した料金はいつ確定しますか。また何を見れば分かりますか？

A10 ETC利用照会サービス(登録型)(<http://www.etc-meisai.jp/>)において「確認中」から「◎」(確定)が表示が変更となります。利用証明書にも確定の記載がされますのでこちらでご確認いただくか、クレジットカード会社のご請求明細にてご確認ください。

Q11 ETCフリーフローアンテナとは何ですか？

A11 ETCフリーフローアンテナとは、ETC無線通信専用のアンテナのことです。中央道(八王子～高井戸)や新湘南バイパスには、入口や出口に料金所がないところがあります。平成28年4月以降は、料金所のない出入口に設置されたETC無線通信専用のアンテナにより、お客さまがご利用された出入口を判別し、ご利用距離に応じた料金をご請求いたします。このアンテナでETC無線通信を行いますので、必ず入口から出口までETCカードを車載器に挿入した状態のままご走行ください。ETC無線通信ができない場合は、ETC割引の適用が受けられない場合や、ご利用距離に応じた料金にならない場合があります。

